

鹿沼市配管工事標準仕様書

(令和7年4月改定)

鹿 沼 市 上 下 水 道 部

鹿沼市配管工事標準仕様書

目 次

第1章 総則	•••••	2
1-1. 適用範囲	•••••	2
1-2. 疑義の解釈	•••••	2
第2章 材料	•••••	2
2-1. 材料の規格	•••••	2
2-2. 材料の検査	•••••	2
2-3. 合格品の保管	•••••	2
第3章 管布設工事	•••••	3
3-1. 布設位置等	•••••	3
3-2. 測点	•••••	3
3-3. 土工	•••••	3
3-4. 管布設工	•••••	4
3-5. 通水準備工	•••••	5
3-6. 水圧試験	•••••	5
3-7. 消火栓設置工	•••••	5
3-8. 舗装工	•••••	6
3-9. 工事記録写真	•••••	6
3-10. 完成図	•••••	6
3-11. 伝票	•••••	6
別紙(消火栓蓋設置方向, 消火栓及び防火水槽リードライン)	•••••	7

第 1 章 総 則

1-1. 適用範囲

1. 本仕様書は、鹿沼市上下水道部が発注する配管工事に適用する。
2. 工事は、(鹿沼市) 土木工事仕様書及び本仕様書により施工するものとする。
3. 土木工事仕様書と本仕様書の定めが異なるときは、本仕様書を優先するものとする。

1-2. 疑義の解釈

1. 設計図書及び仕様書（特記仕様書を含む）に疑義が生じた場合は、発注者の解釈による。
2. 設計図書、仕様書に明示されていない事項があるとき、または内容に相互符号しない事項があるときは、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

第 2 章 材 料

2-1. 材料の規格

工事に使用する材料は、日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（PTC）及び給水システム協会（WSA）等に適合したものとする。

2-2. 材料の検査

1. 工事用材料は、使用前にその品質、寸法または見本品について監督職員の検査を受け、合格したものとする。
2. 不合格品は、直ちに現場より搬出する。

2-3. 合格品の保管

工事用材料の合格品は、請負者の責任において変質、不良化しないよう保管する。

第3章 管布設工事

3-1. 布設位置等

管布設位置、仕切弁等設置位置及び土被りは設計図書を参照し、監督職員と協議のうえ決定すること。

3-2. 測点

監督職員と協議のうえ、起点から50mもしくは30mごとに測点を設定し、施工管理、写真管理等は、これを基準にして行うこと。また、舗装構成が変化する箇所、特殊材料使用箇所等、必要に応じ中間点を設定し管理を行うこと。

3-3. 土工

3-3-1. 掘削工

1. 配管及び接合作業が完全にできるよう、設計図書をもとに所定の形状に掘削すること。
その際、地上及び地下の施設物に損傷を与えないよう十分注意すること。
2. 機械掘削の場合でも、施工基面は人力で仕上げること。
3. 湧水のある箇所の掘削については、土留、排水等を適切に行うこと。

3-3-2. 埋戻工

1. 砂による埋戻しは、片埋めにならないよう注意し、十分締固めること。
2. 発生土埋戻しは、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、タンパ等で十分締固めること。
3. 砕石埋戻しの場合も、発生土埋戻しと同様とする。
4. 埋戻しに際しては、管その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないよう注意し、管側面部及び底部に空隙が生じないように施工すること。

3-3-3. 建設副産物

建設廃棄物については、再資源化施設へ搬出し適正に処理すること。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）のE票を監督職員に提示すること（工事完了検査までにE票を回収できない場合は、B票を提示すること）。なお、交付・回収したマニフェストは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえ、適切に保存すること。

3-4. 管布設工

3-4-1. 施工資格

1. ダクタイトル鋳鉄管（φ450mm以下）の配管・継手作業に従事する者は、次のいずれかの資格を有している者（講習会等を修了した者）でなければならない。
 - ①日本水道協会「配水管工技能講習会（小口径管）」
 - ②日本ダクタイトル鉄管協会「継手接合研修会（耐震管 呼び径450以下）」
 - ③その他発注者が認めた配管技術者
2. ダクタイトル鋳鉄管（φ500mm以上）の配管・継手作業に従事する者は、次のいずれかの資格を有している者（講習会等を修了した者）でなければならない。
 - ①日本水道協会「配水管工技能講習会（大口径管）」
 - ②日本ダクタイトル鉄管協会「継手接合研修会（耐震管 呼び径500以上）」
3. 水道配水用ポリエチレン管の配管・継手作業に従事する者は、次のいずれかの資格を有している者（講習会等を修了した者）でなければならない。
 - ①配水用ポリエチレンパイプシステム協会「水道配水用ポリエチレン配管施工講習会」
 - ②水道配水用ポリエチレン管製造メーカーの施工講習会
4. ダクタイトル鋳鉄管及び水道配水用ポリエチレン管の配管・継手作業に従事する者は、施工前に上記の証明書または資格証の写しを提出すること。

3-4-2. 管の据付け

1. 水道工事標準仕様書（日本水道協会）及び各協会等の施工要領等に従い、厳格に施工すること。
2. 施工中、管内部に土砂等が混入しないよう適切な処理（仮蓋等）をすること。
3. 管の据付けに先立ち、十分管体検査を行い、使用上有害な欠点（亀裂、その他の欠陥）を発見した場合は、その部分を切断切除するか、または、使用しないこと。
4. 水道配水用ポリエチレン管は、融着接合中に停電等の異常が発生した場合、継手の再使用や再融着は行わないこと。
5. ポリエチレン管等において圧着施工を行った場合は、施工部を補強（保護）すること。

3-4-3. 継手の管理

1. ダクタイトル鋳鉄管及び水道配水用ポリエチレン管の施工においては、チェックシートを作成し、全ての接合箇所において必要事項を記入し管理すること。記入したチェックシートは、完成図書に添付すること。
2. 水道配水用ポリエチレン管は、融着接合箇所に、日付・融着終了時刻・冷却終了時刻を記入すること。

3-4-4. 既設管との接続等

1. 接続する既設管の位置、管種、口径等を調査し、監督職員と十分協議のうえ、監督職員の指示・立会いのもと円滑に作業を進めること。なお、バルブを操作する場合には、必ず監督職員の指示のもと行うこと。
2. 特に、断水が伴う場合は、監督職員の指示のもと迅速かつ確実に施工すること。また、事前に影響箇所への周知を徹底すること。

3-4-5. 管明示工

1. 本管には、設計図書に基づき明示テープを貼りつけること。また、管路を埋戻す際に埋設シート及び水道用マーカーピンを設置すること。給水管には、道路部に限り管路を埋戻す際に埋設シートを設置すること。
2. 埋設シートの設置は、管上 30cm を標準とする。水道用マーカーピンは、延長 25m 毎及び折れ点や分岐部等に 40～60cm 程度の深さに設置すること。
3. マーカーピンによる埋設シートの固定は行わないこと。

3-4-6. 給水管

布設替工事等により給水管を布設する場合や配水管から分岐をする場合は、別に定める「鹿沼市給水装置工事標準仕様書」に準拠すること。

3-5. 通水準備工

1. 充水作業前に、管内を十分清掃するとともに残存物が無いことを確認すること。また、弁類等に異常が無いことも確認すること。
2. 排水施設等から十分な泥吐き及び空気抜きを行うこと。なお、バルブを操作する場合には、必ず監督職員の指示のもと行うこと。
3. バルブを開ける際には、完全に開けた状態から閉方向へ半回転させること。

3-6. 水圧試験

配管終了後管内を充水し、0.75MPa（もしくは 7.7Kg/cm²）の水圧において試験を行い、監督職員の確認を受けること。ただし、自然水圧が 0.75MPa（もしくは 7.7Kg/cm²）以上の場合は、0.1MPa（もしくは 1.0Kg/cm²）加圧すること。

3-7. 消火栓設置工

1. 消火栓の開閉は、旧鹿沼市内と旧栗野町内で異なるので注意すること。
 - ・旧鹿沼市内・・・右回り開き
 - ・旧栗野町内・・・左回り開き
2. 消火栓鉄蓋の開閉方向は、車道の進行方向に対し平行に蓋が開くように設置すること（別紙「消火栓蓋設置方向」参照）。歩道に消火栓を設置する場合も同様とする。
3. 消火栓リードラインは、別紙「消火栓及び防火水槽リードライン」を参照すること。
4. 消火栓の使用材料は、ステンレス製とすること。また、鹿沼市消防本部からの材料承認を得ること。

3-8. 舗装工

1. 路盤工については、一層の仕上がり厚を 15cm 以下とし、所定の機械にて締固めること。
2. アスファルト舗装工（仮復旧・本復旧）については、一層の仕上がり厚を 7cm 以下とし、所定の機械にて締固めること。
3. アスファルト舗装工の施工にあたっては、プライムコート及びタックコートを設計図書による使用量を均一に散布すること。また、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布すること。
4. 路盤及びアスファルト舗装の現場密度を測定し、試験成績表を提出すること。測定箇所数（データ個数）については、監督職員の指示によるものとする。
5. 舗装復旧については、即日復旧とする。やむを得ず舗装復旧まで完了しない場合は、監督職員と協議すること。

3-9. 工事記録写真

1. 着手前・完成、使用材料、品質・出来形管理、施工状況等工事の経過及び管理状況が全て確認できるよう、写真にて記録し提出すること。
2. 接合部は、全ての箇所において施工が良好である事が確認できるよう記録し提出すること。

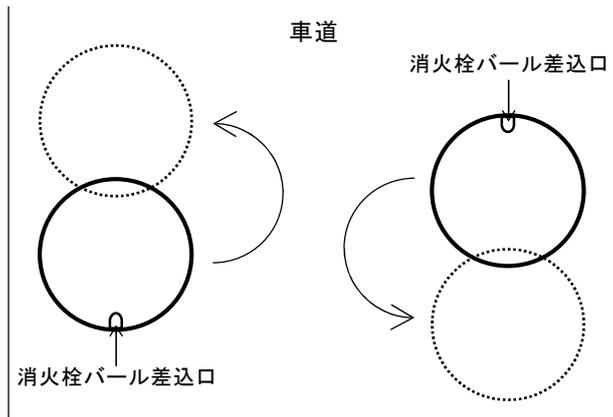
3-10. 完成図

管路施設の詳細が確認できる図面を作成し、提出すること。また、制水弁及び消火栓等については、位置が確認できる図面（路肩構造物等からの距離等）を作成し、提出すること。

3-11. 伝票

使用材料の納入伝票は、完了検査時に検査官から提示（提出）要請があった場合は、速やかに提示（提出）すること。

消火栓蓋設置方向



消火栓及び防火水槽リードライン

リードラインは、黄色幅 15cm、長さ 10m、縦 50cm とする。

